日本･関西の循環経済（サーキュラーエコノミー）実現に向けて

2025年3月

DBJ 株式会社日本政策投資銀行

関西支店

要旨

1 循環経済への期待

・持続可能な社会の実現に向けて、製品の全段階において資源を効率的に活用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への期待が世界的に高まっている。環境・経済・社会への貢献・影響を意識し、製品・サプライチェーンの特性などに合わせた循環のあり方を検討する必要がある。

2 世界の潮流

・循環経済の政策的な動きは世界全体で加速し、先行する欧州では製品全般や自動車業界などへの規制、それに伴う製品ライフサイクルのデータを可視化する仕組みづくりも進み、世界中の企業が取引機会を逸するリスクに直面する中で、日本も対応を迫られている。

3 日本の現状

・日本は環境政策として3R（リユース、リデュース、リサイクル）を中心に取り組んできたが、近時は環境・経済・社会への貢献が期待される中、2024年には循環経済が日本の国家戦略と位置づけられた。

・従来の法体系を基礎に新たな施策として再生材の質・量の確保や、環境性能が高い物品の初期需要創出に向けた方針などが打ち出され、法整備以外にも産官学での議論や政策パッケージの公表といった動きも見られる。また、循環経済を支える国際ルールが未整備である中、新たな枠組みとしてグローバル循環プロトコル（GCP）の開発が国際的に進められており、日本も国際ルール形成へ主体的に関与している。

4 論点および先行事例

・循環経済への移行に必要な論点のうち、一部は政府の施策を起点に進められているが、企業、自治体、消費者なども各論点を念頭に置き、新たな取り組みを創出していく意識改革・行動変容が求められる。その糸口となるような関西の先進事例としては、強靭なサプライチェーン、持続可能なビジネスモデル・価値訴求力、将来的な予見性、各主体の理解・機運につながるものが複数存在している。

5 まとめ

・意識改革・行動変容に向けて、企業はその先導役を担うことができ、関西の先進事例を拡大・横展開させながら、自治体・消費者を含めた各主体と連携しつつ取り組むことが重要となる。他方、政府には省庁横断にて、日本の強みを発揮できるルール整備などの支援が求められる。

・循環経済は各地域が起点となることが求められ、とりわけ三大都市圏の一角かつ経済的地位の低下が課題である関西は先んじて取り組むことが重要である。関西は産業基盤・自然資本を強みに、脱炭素・循環経済・生物多様性を統合的に実現するモデルケースとなりうる中、大阪・関西万博も起爆剤とし、循環経済の先進地域として関西が新たな成長へ向かうことを期待したい。

目次

1 循環経済への期待	1-1.	概要	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
	1-2 ～ 4.	循環経済がもたらす3つの価値	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
	1-5.	循環のあり方	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
2 世界の潮流	2-1.	国際社会・各地の動向	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 9
	2-2 ～ 4.	先行する欧州動向	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 10
3 日本の現状	3-1.	国内政策の変遷	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
	3-2.	国内政策の全体像	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 14
	3-3 ～ 5.	新たな施策	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 15
	3-6.	国際ルール形成への関与	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 18
	3-7.	参考｜国内における関心度	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 19
4 論点および先進事例	4-1.	循環経済への移行に向けた論点	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 20
	4-2 ～ 8.	先進事例（関西）	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 21
5 まとめ	5-1.	関西のポテンシャル	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 28
	5-2.	今後の展望	・・・・・・・・・・・・・・・	P. 29

1-1. 概要

- 持続可能な社会の実現に向けて、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした線形経済の限界が意識される中、世界的に循環経済（サーキュラーエコノミー）への期待が高まっている。
- 製品の設計を含むすべての段階において資源を効率的に活用し、原材料投入を抑制しつつ、生産・消費・廃棄の最小化を目指すものであり、環境・経済・社会に対して多面的に貢献する可能性を秘めている。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

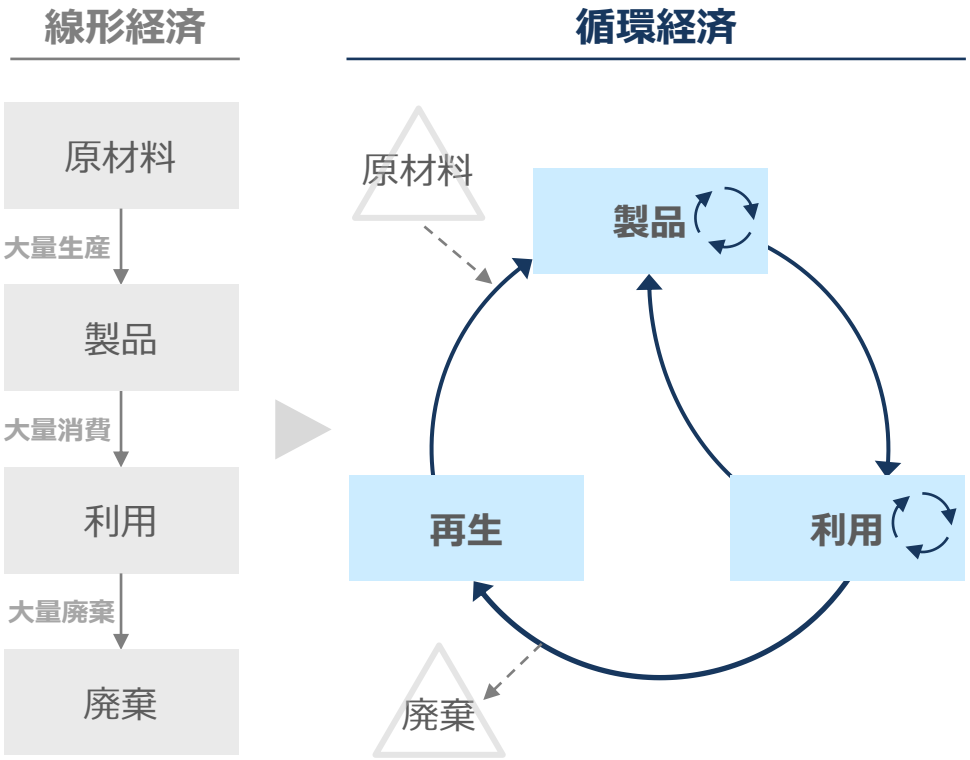

循環経済がもたらす3つの価値

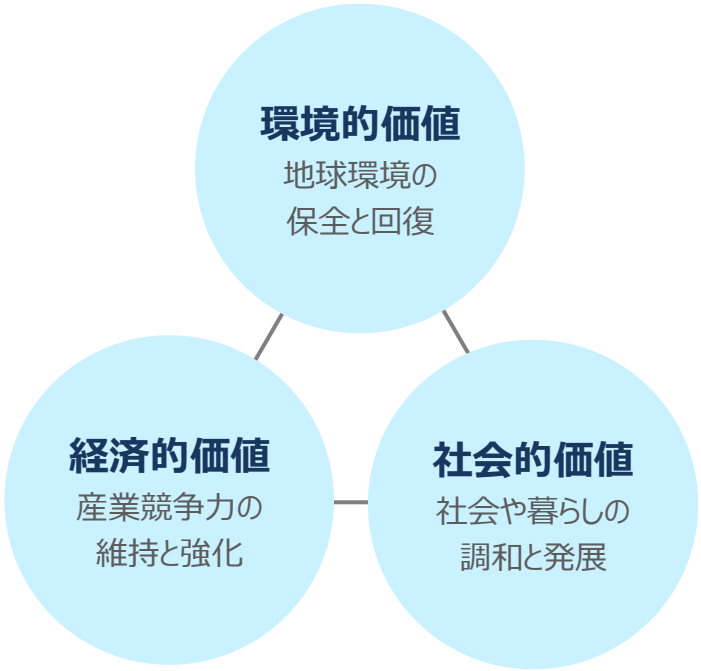

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成

1-2. 循環経済がもたらす3つの価値｜①環境的価値

- 循環経済は、環境的価値として地球環境の保全と回復をもたらすことが期待される。
- 国際社会において同様に重要性が高まっている生物多様性（ネイチャーポジティブ）や脱炭素（カーボンニュートラル）、気候変動緩和などにも貢献しうるものであり、相乗効果も見込まれる。

環境的価値

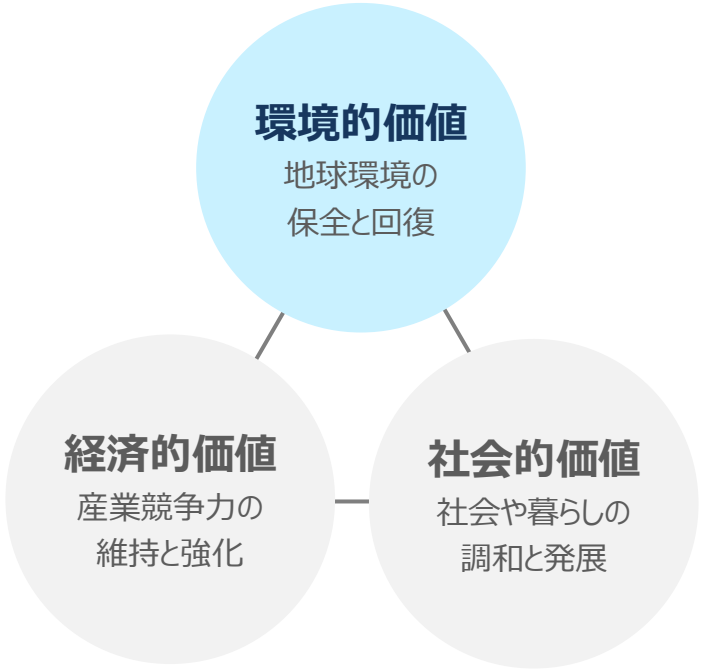

生物多様性（ネイチャーポジティブ）への貢献

例
- 新たな資源の採取などに起因する「乱開発、土地利用改変」を回避
- 大量廃棄などに起因する「土壌・水質汚染」を回避

脱炭素（カーボンニュートラル）および**気候変動緩和**への貢献

例
- 新たな資源の採取や化石燃料使用、廃棄物の処理などに起因する「温室効果ガス（CO_2やメタン）大量排出」を回避

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成

1-3. 循環経済がもたらす3つの価値｜②経済的価値

- 循環経済は、経済的価値として産業競争力の維持と強化をもたらすことが期待される。
- 日本の経済全体を支える経済安全保障や、各企業の事業拡大を見据えた将来の成長基盤などにも貢献しうるものであり、社会貢献や慈善活動に留まらない価値につながることが見込まれる。

経済的価値

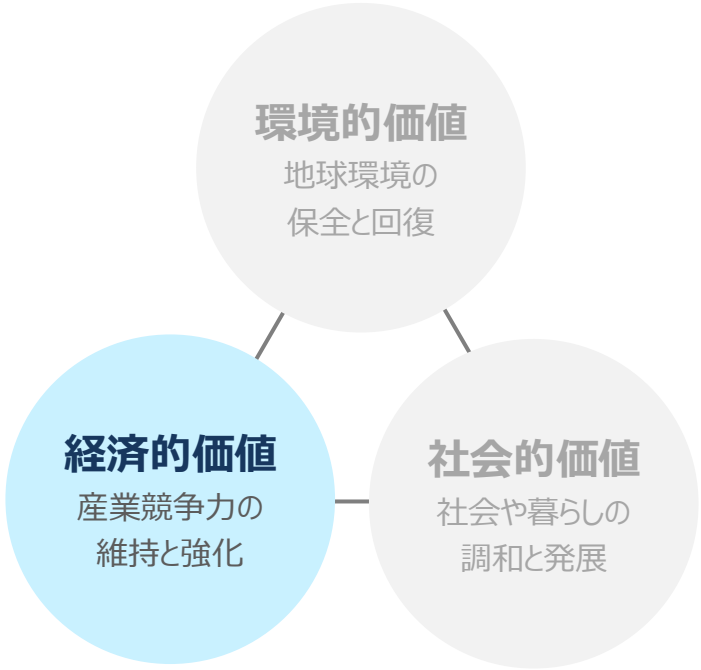

経済安全保障への貢献

例
- 資源の輸入依存などに起因する「調達リスク・価格上昇リスク顕在化」を回避
- 廃棄物の国外輸送などに起因する「国際的な信用低下」を回避

将来の成長基盤への貢献

例
- 事業創出、技術開発、人材確保、知見蓄積などの遅れに起因する「競争優位性の逸失」を回避
- 国際的な潮流加速などに起因する「規制リスク顕在化」を回避

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成

1-4. 循環経済がもたらす3つの価値｜③社会的価値

- 循環経済は、社会的価値としてウェルビーイング※1とも通ずる、社会や暮らしの調和と発展をもたらすことが期待される。
- 先述の環境的価値（地球環境の保全と回復）や経済的価値（産業競争力の維持と強化）に留まらず、私たちにとって身近な関心事である安全で健康的な暮らしや地域社会の豊かさにも貢献しうる。

社会的価値

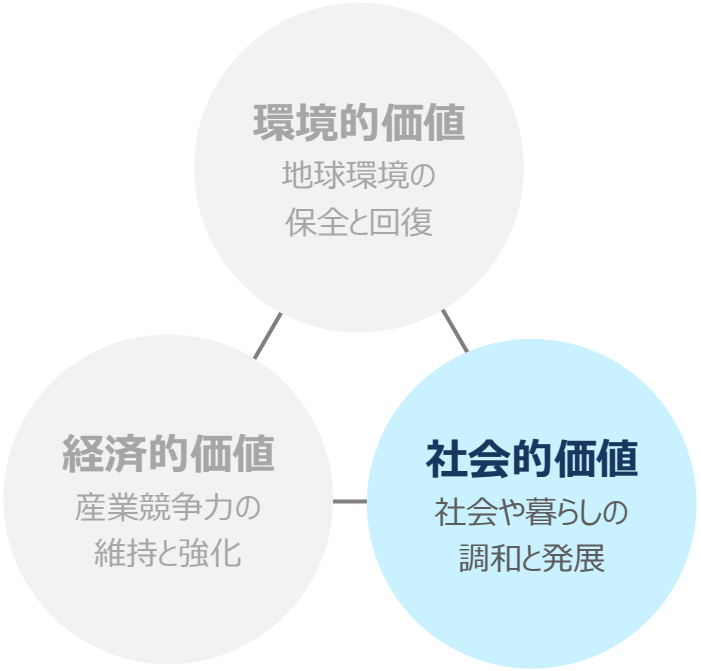

安全で健康的な暮らしへの貢献

例
- 地球環境の破壊などに起因する「災害リスクの上昇、住環境の悪化、水・食料システムの破綻」を回避

地域社会の豊かさへの貢献

例
- 地域としての産業競争力低下（地域経済の停滞）などに起因する「雇用喪失、人口流出、所得減少」を回避

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成
（※1） 身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態（Well-being）

1-5. 循環のあり方

- 循環経済に取り組むうえでは、単に資源を循環させるだけではなく、環境・経済・社会に与える影響を意識する必要がある。そのため、脱炭素・生物多様性と一体での推進や、経済合理性の確保、地域社会への裨益も求められる。
- 上記を踏まえると、製品・サプライチェーンの特性や資源分布などに合わせた循環のあり方をそれぞれ検討する必要がある。例えば、バイオベース材料の使用、クリーンエネルギーも活用したうえでの改修・再資源化など多様な手段を使い分けることや、地域貢献や資源確保などの観点から最適な循環エリアを選択することが重要となる。

循環の手段

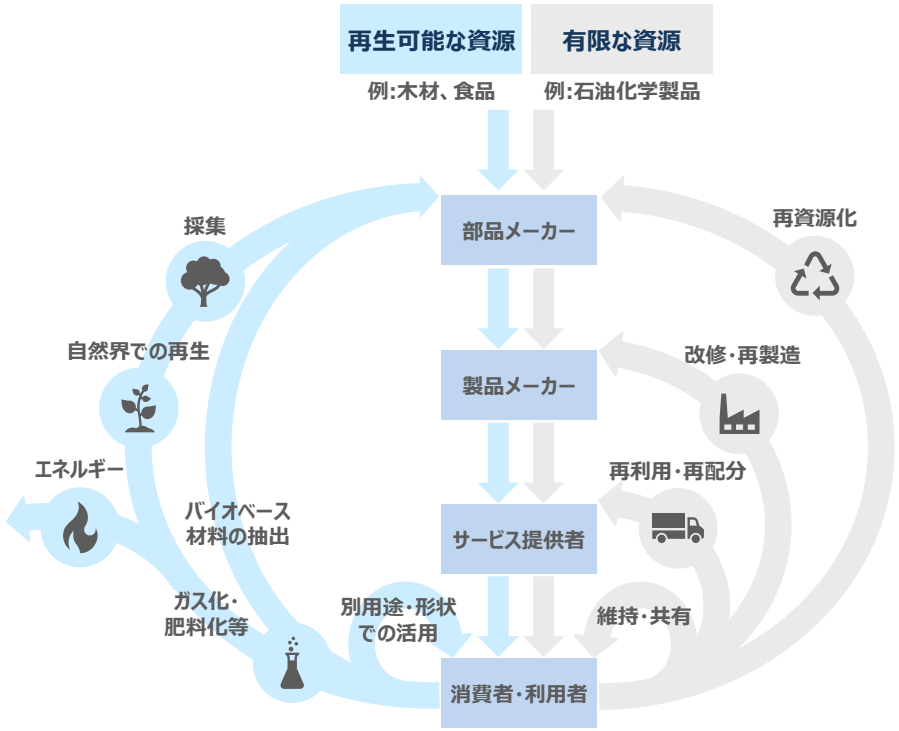

循環エリア

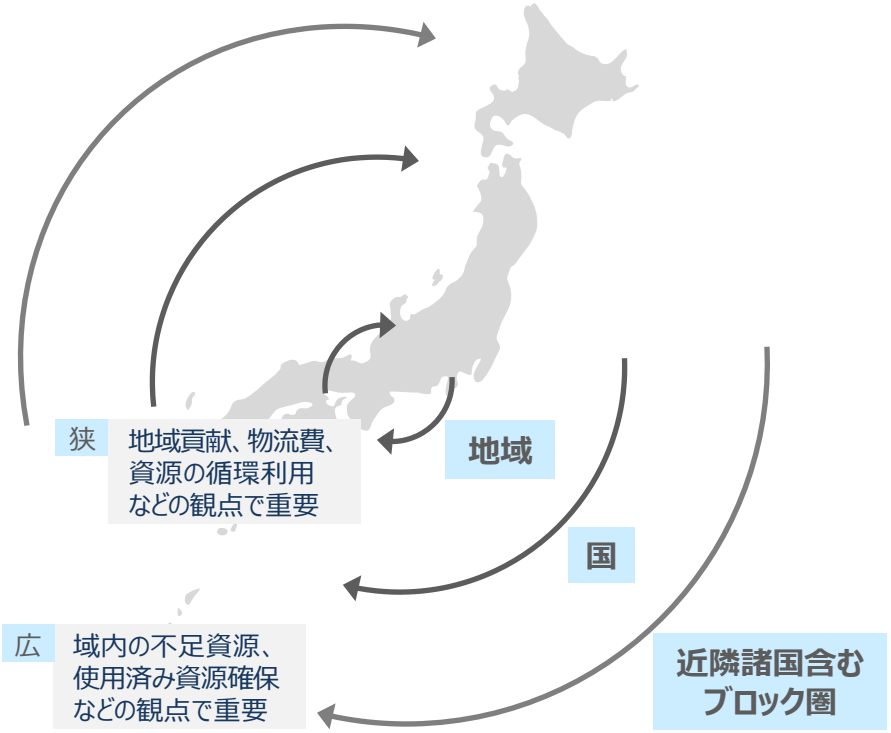

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成

2-1. 国際社会・各地の動向

- 国際社会では、環境と経済のデカップリング※1や資源効率が重視されるなど、循環経済に通じる取り組みが続けられている。
- 循環経済の分野では欧州が先行し、2015年より成長戦略の核として位置づけられ、規制導入に向けて議論されている。その他の主要国においても、法整備や計画策定が進んでおり、世界全体で政策的な動きが加速している。

国際社会・各地の動向

国際社会

- UNEP 国際資源パネル設置（2007年）
  → 報告書：環境と経済のデカップリング※1を提唱（2011年）
- G7 エルマウ・サミット首脳宣言（2015年）
  → 資源効率向上に努める旨合意
- 国際プラスチック条約（協議中）

世界的に先行

欧州（EU）

- サーキュラーエコノミー・パッケージ（2015年）
  → 循環経済の概念を掲げ、成長戦略の核として位置づけ
- サーキュラーエコノミーアクションプラン（2020年）
  → 上記パッケージを踏まえ、具体的な行動と内容を提示
- エコデザイン規則（2024年） 以下ページで概説
  → 欧州域内の製品に対して要件を設定する規制を導入

取り組み加速

米国

- 国家リサイクル法（2021年）
  → 連邦政府として初めてリサイクルシステム強化を法制化
  （目標：2030年までにリサイクル率50%へ）
- 米連邦取引委員会 修理する権利に関する声明（2021年）
  → 同権利を制限するメーカーへの法的措置について言及し、後に複数の州において同権利を認める法案が相次いで成立

中国

- 循環経済促進法（2008年）
  → 資源効率の向上に加え、拡大生産者責任も導入
- 海外廃棄物にかかる輸入規制（2017年）
  → 廃プラスチックを含む廃棄物原料の輸入禁止を表明
- 循環経済の発展に関する第14次5カ年計画（2021年）
  → 循環経済の発展を強化し、資源の節約・集約利用を推進

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成
（※1） 環境負荷と経済成長の切り離し（環境負荷の増加率を経済成長率より低くすること）

2-2. 先行する欧州動向｜①製品全般への規制、企業への影響

■ 2024年、欧州でほぼ全ての製品が対象のエコデザイン規則が施行された。要件未達の場合は域内販売を制限されるなど、世界中の企業が取引機会を逸するリスクに直面する中で、商流全般や設備投資などに関する早期検討が必要となりうる。また、製品のライフサイクル全体にかかる循環性などのデータを可視化する仕組みづくりも進み、日本も対応を迫られている。

エコデザイン規則（ESPR※1）

対象		• EU域内で流通するほぼ全ての製品※2（部品、中間財含む）
内容		• 製品分野別に決められるエコデザイン要件(下記①②)への遵守が義務化され、要件未達の場合はEU域内販売を制限 • その他、売れ残り消費財の廃棄についても規定
	①性能要件	• 循環性（例：再生材の含有率、再利用可能性、修理可能性、耐久性）／エネルギー使用量など
	②情報要件	• ①の達成度合いに関する定量情報の可視化など → デジタル製品パスポートの導入を義務化
時間軸		• 2025年4月まで　最初の作業計画を採択（適用対象の明確化※3） • 2027年以降　最初の適用開始予定
企業への影響		• 製造から販売に至る、裾野の広い製品サプライチェーンや、機関投資家などを含むステークホルダーの存在を踏まえると、世界中の企業が取引機会を逸するリスクに直面する懸念 • 原材料の選定、生産工程、製品購入先などの商流全般や、ITシステム含む設備投資などの早期検討が必要となる可能性

デジタル製品パスポート（DPP※4 ）

概要		• ライフサイクル全体（設計から廃棄まで）のデータを製品に付随させて可視化する仕組み • EU域内で製品を市場に出す企業に対して、2030年までの各種製品への導入を義務化（エコデザイン規則の情報要件にて言及）
先行領域(バッテリー)	共通	• EV用電池などに使用される重要鉱物※5の枯渇や経済安全保障上の懸念により、議論が先行
	欧州	• 欧州バッテリー規則：2027年を目途に義務化 • 後続する他製品のモデルケースとなる可能性あり
	日本	• 日産、ホンダ、マツダ、デンソーなど7社が共同し、EVバッテリーデータの共有に向けて検討開始

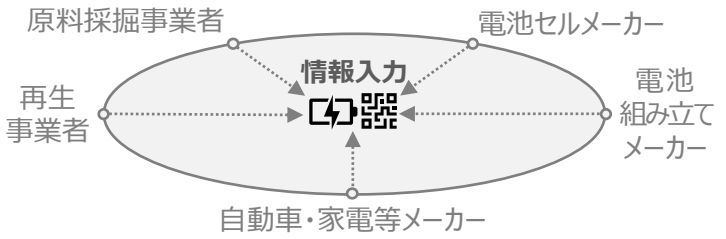

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成　（※1）「Ecodesign for Sustainable Products Regulation」の略称　（※2）一部、医薬品や食品、他法律で定める自動車などは対象外
（※3）優先製品の暫定リストに記載されているのは「鉄鋼、アルミニウム、繊維製品、家具・マットレス、タイヤ、洗剤、塗料、潤滑油、化学製品、エネルギー関連製品、ICT製品・その他の電子機器」
（※4）「Digital Product Passport」の略称　（※5）リチウム、コバルト、ニッケルなど

2-3. 先行する欧州動向｜②自動車業界への規制、企業への影響

- 自動車業界においても規制の動きがあり、欧州のELV規則案は新車の再生プラスチックの最低含有率を定め、将来的には金属への対象拡大も予定するなど、世界中の企業へ影響しうる。
- 現状、国内自動車メーカーは再生プラスチックの利用が少なく、今後必要とされる量を十分に確保できるか懸念されている。そこで、2024年に産官学コンソーシアムが立ち上がり、再生プラスチックの質と量の確保に向けて議論が進められている。

ELV規則案※1

対象		• EU域内で流通する新車のプラスチック材
内容		• 新車製造時、再生プラスチック25%以上、そのうち25%は廃自動車由来の利用を義務化（ただし、使用可能素材や比率は現在審議中※2） • 鉄鋼やアルミニウム、レアアースなどの金属へ対象拡大予定 • デジタル製品パスポートの導入も義務化
時間軸		• 2031年頃以降 義務化開始予定（時期は現在審議中※2）
企業への影響		• 自動車はサプライチェーンの裾野が広い製品の典型であり、構成部品はエリアにかかわらず共通化されることが多いため、世界中の企業が取引機会を逸するリスクに直面する懸念 • 商流全般や設備投資などの早期検討が必要となる可能性
国内動向	現状	• 再生プラスチックは不安定な品質や高コストを背景として、自動車メーカーの利用が少ない状況 • 自動車業界内において、今後必要とされる量を十分に確保できるか懸念あり
	対応	• 2024年より産官学コンソーシアムで議論開始

産官学コンソーシアム

名称	自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム
概要	• 環境省が立ち上げた協議体（経産省連携事業） • 再生プラスチックの質と量の確保を目指して、動脈※3・静脈※4の業界団体が横断的に連携し、有識者なども参画
方向性	• 2025年3月、自動車向けの供給量目標（段階的に引き上げ）を標榜したアクションプランを提示 • 動静脈連携のモデルケースとして、欧州規制対策に留めない、新たな付加価値創出を志向

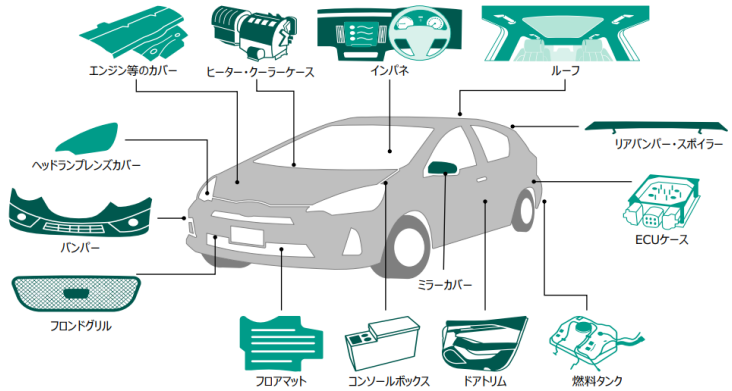

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成、画像は「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム（第1回）」事務局資料より引用
（※1） ELV：廃自動車を意味する「End-of-Life Vehicles」の略称（※2）2025年1月、欧州議会はEUの上記案に対し、素材の対象拡大と比率引き下げ、時期の前倒しを記した修正案をドラフト版として公表
（※3） 再生材需要側産業（加工メーカー等）（※4）再生材供給側産業（廃棄物処理事業者等）

2-4. 先行する欧州動向｜（参考）欧州企業の先進事例

■ 欧州企業の中には規制に先行して取り組む事例が存在する。先進事例のように積極的な再生材の活用や、ライフサイクル全体の循環性向上に配慮した設計段階からの工夫などが見られる。

先進事例①

IKEA

企業概要		• オランダを本拠地（スウェーデンを発祥地）とし、世界各地に出店する世界最大の家具量販店
方針		• ピープル・アンド・プラネット・ポジティブ（人と環境に良い影響を与える）を掲げ、注力分野のひとつに循環性向上・脱炭素を位置づけ • 2030年までにサーキュラービジネスを実現することを目標としており、全製品のライフサイクル全体に循環性を取り入れることを志向 • 使用素材に関しても、将来的には再生可能素材と再生材のみ（現在は再生可能素材60%以上、再生材10%以上を使用）
取り組み（例）	設計の最重視	• 5要素（形、機能性、品質、サステナビリティ、低価格）を満たすデザインや、サーキュラーデザイン原則※1のもと、製品の金属部品削減によるバイオ化や、製品の愛着形成による長寿命化促進など、設計段階より工夫
	修理・再販売	• 「家具に第二の人生を与える」の理念に基づき、顧客から買い取った家具や、展示品・廃番品などを修理し、新品以下の価格で再販売する拠点を順次拡大中

先進事例②

BMW

企業概要		• ドイツを本拠地とし、世界各地に生産拠点・販売ネットワークを有し、プレミアム御三家※2の一角を担う大手自動車メーカー
方針		• Secondary First（再生材第一主義）を掲げ、新車における再生材の使用率5割への引き上げを志向（現状は約3割） • 2030年までにサプライチェーン全体におけるCO_2排出量の20%削減（2019年比）を掲げ、その手段としても再生材の活用などを標榜
取り組み（例）	Car2Carプロジェクト	• 同社主導のもとで複数の企業・大学・研究機関が連携し、多種の廃車から回収した金属、ガラス、プラスチックを自社のリサイクル・解体センターで再資源化する試み
	自動車シートの再設計	• 同子会社(BMW M)、スイス素材メーカー(Bcomp)の共同で自動車シートの組成物を設計から見直し、植物由来素材の活用や、構造の単純化などによって使用後は再生できるような製品を開発中

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成
（※1） 8原則で構成（標準化を考慮し、手入れしやすく、修理しやすく、適応しやすく、分解しやすく、再製造しやすく、再製造しやすく、リサイクルしやすい設計）
（※2） メルセデス・ベンツ、BMW、アウディの3社

3-1. 国内政策の変遷

- 過去、日本では経済成長により廃棄物が増加し、国土の狭さから最終処分場不足が問題視される中、環境政策として、1990年代の1R（リサイクル）、2000年以降の3R（リユース、リデュース、リサイクル）を中心に長く取り組まれてきた。
- その後、日本は循環経済（サーキュラーエコノミー）の国際的な潮流を踏まえ、2020年頃より本格的移行に向けて動き、2024年には環境・経済・社会に対する貢献への期待とともに、循環経済が日本の国家戦略と位置づけられた。

国内政策の変遷※1

環境政策 → **国家戦略へ**

1990年～ 1R（リサイクル）

廃棄物処理・リサイクル体制の構築

関連施策（例）

• リサイクル法	1991年
• 廃棄物処理法<改正>	1992,1997年 他
• 環境基本法	1993年
• 環境基本計画	1994年
• 容器包装リサイクル法	1995年
• 家電リサイクル法	1998年

2000年～ 3R（リユース、リデュース、リサイクル）

リユース・リデュースの推進、リサイクル体制の強化

関連施策（例）

• 循環型社会形成推進基本法	2000年
• 建設リサイクル法	2000年
• 環境基本計画<改定>	2000,2006,2012年
• 廃棄物処理法<改正>	2000,2005,2011年 他
• グリーン購入法	2001年
• 食品リサイクル法（同＜改正＞）	2001年（2007年）
• 資源有効利用促進法	2001年
• 自動車リサイクル法	2003年
• 循環型社会形成推進基本計画（同<改定>）	2003年（2008,2013年）
• 容器包装リサイクル法＜改正＞	2006年
• 小型家電リサイクル法	2013年

2020年頃～ 循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源を効率的に活用する循環経済への本格的な移行

関連施策（例）

• 環境基本計画<改定>	2018,2024年
• 循環型社会形成推進基本計画<改定>	2018,2024年
• 循環経済ビジョン2020	2020年
• プラスチック資源循環促進法	2022年
• 成長志向型の資源自律経済戦略	2023年
• 資源循環高度化法	2024年(公布)
• 循環経済(サーキュラーエコノミー)の移行加速化パッケージ	2024年

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成
（※1） 原則として法律は施行年（未施行分を除く）、その他は閣議決定日・公表日で表記

3-2. 国内政策の全体像

- 政府は循環経済への移行に向けて、従来からの法体系を基礎としつつも、新たな施策を次々と打ち出している。
- 近時では、産官学パートナーシップにて具体的な目標設定やデータプラットフォーム整備などに向けて議論が進められる中、日本全体として循環経済を国家戦略と位置づけ、政策パッケージを取りまとめるなど、取り組みを加速させている。

主な法体系（計画含む）

区分	関連施策※1		
環境政策の根幹	• 環境基本法	1993年	
	• 環境基本計画	2024年	
基本的な枠組み	• 循環型社会形成推進基本法	2000年	
	• 循環型社会形成推進基本法計画	2024年	
廃棄物の適正処理	• 廃棄物処理法	2018年	
再生利用の促進	• 資源有効利用促進法	2001年	(改正に向けて協議中)
再生事業の促進	• 資源循環高度化法	2024年 <公布>	(施行に向けて協議中) 以下ページで概説
個別物品の規制	• 家電リサイクル法	1998年	
	• 建設リサイクル法	2000年	
	• 自動車リサイクル法	2003年	
	• 容器包装リサイクル法	2006年	
	• 食品リサイクル法	2007年	
	• 小型家電リサイクル法	2013年	
	• [太陽光発電設備のリサイクル制度]	-	(制定に向けて協議中)
個別素材の規制	• プラスチック資源循環促進法	2022年	
環境配慮物品の購入促進	• グリーン購入法 /同基本方針	2001年 /2025年	以下ページで概説

法整備以外の近時動向

年月	関連施策		
2023.12	産官学パートナーシップ	• 名称： サーキュラーパートナーズ（CPs） • 概要： 国、自治体、大学、企業・業界団体など、会員500超が参画し、テーマ別に議論	
		ビジョン・ロードマップ検討WG	• 日本全体や製品・素材ごとの具体的な目標設定など
		CE情報流通プラットフォーム構築WG	• 循環に必要な製品や素材の情報や、データにより可視化するプラットフォーム整備など
		地域循環モデル構築WG	• 自治体を中核とした地域の循環モデル構築など
2024.8	国家戦略	• 循環経済を国家戦略と位置づけ (第5次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定)	
2024.12	政策パッケージ	• 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージを取りまとめ （資源循環ネットワーク・拠点構築や港湾の選定など複数省庁の所管事業を1つの枠組みとして整理）	

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成
（※1） 原則として法律は施行年（未施行分を除く）で表記

3-3. 新たな施策｜①資源循環高度化法

■ 2024年5月公布の資源循環高度化法は、温室効果ガスの排出削減に加えて、再生材の質と量の確保を目指している。廃棄物処理業者などに対して再資源化に関する責務を明確化するとともに、廃棄物処理法を緩和する認定制度の創設により再資源化にかかる企業を後押しすることも掲げており、2025年11月までの法施行に向けて議論が進められている。

概要／事業者の責務

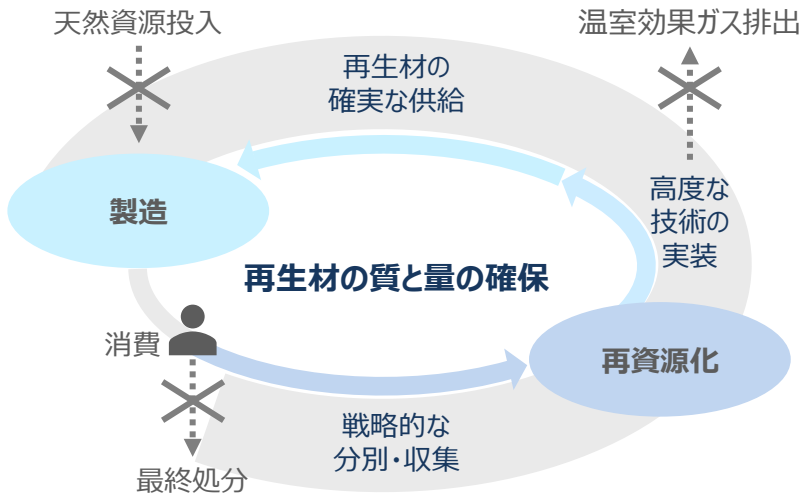

企業	責務
廃棄物処分業者	• 再資源化事業等の高度化・再資源化の実施に必要な措置を講じるとともに、再資源化の実施状況の開示に努める
製造事業者など	• 再資源化が困難にならないよう、分別して排出する・分離を容易にする製品設計等に努め、製品への再生資源活用や需要に応じた資源循環に取り組む

再資源化にかかる企業の後押し（認定制度）

類型	趣旨・特例
1 高度再資源化事業	• 需要に対応した質・量の再生材供給を促すべく、広域的な廃棄物の収集・運搬・処分の実施や、処理施設の設置に関する特例を設ける • 例：ペットボトルの水平リサイクル
2 高度分離・回収事業 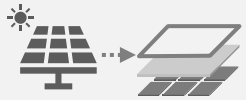	• 再資源化の生産性向上を促すべく、高度な技術を用いた有用物分離や、再生部品・再生資源回収の実施に関する特例を設ける • 例：太陽光パネルの分離、紙おむつのリサイクル
3 再資源化工程高度化	• 廃棄物処理施設の温室効果ガス削減を促すべく、廃棄物処理の実施行程を効率化する高性能設備の導入に関する特例を設ける • 例：AIを活用した高効率な再資源化

（出典）環境省「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について」、各種公表資料を基にDBJ作成

3-4. 新たな施策｜②グリーン購入法 基本方針改正

- 従来よりグリーン購入法のもと、国・自治体を中心に脱炭素や循環性を満たした環境配慮物品を率先して調達してきた。
- 2025年1月改正の基本方針では、特に環境性能が高い物品の初期需要創出に貢献すべく、調達の目標・方針が改定された。その他、品目別に定められた判断基準の要件拡充も引き続きおこなわれている。

グリーン購入法　基本方針改定（新旧比較）

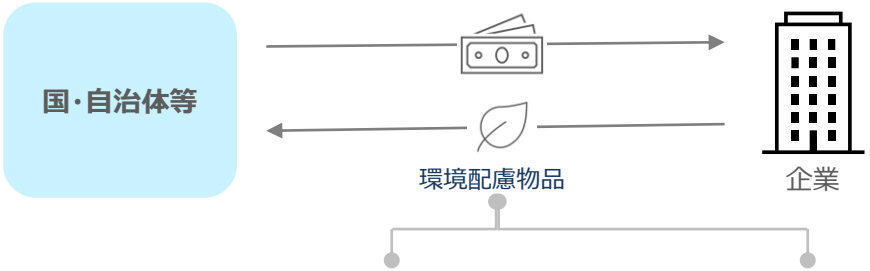

	基準値１	基準値２
定義	• より高い環境性能を示すもの	• 最低限満たすべきもの
調達目標	• 【旧】（記載なし） • **【新】** 2段階の判断基準が設定された品目は、各基準値に定量的な調達目標を設定	
調達方針	• 【旧】 可能な限り調達 • **【新】** 調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達	
備考	• 新方針では、グリーンスチール※1製品購入を促す共通基準※2を新設するなど、今後もルールを柔軟に拡張する可能性あり	

参考：品目別の判断基準（例）

携帯電話の購入にかかる判断基準（要約抜粋）

• 下記の「①～⑩の要件」または「⑪の要件」を満たすこと
（※：新方針で**要件拡充**されたもの）

① 簡素な機器・機能／アプリ更新の容易性
② スマホのシステム更新の容易性※
③ 分解容易性や再生利用に適した設計
④ 回収・再生システムの確立
⑤ 適正処理システムの確立
⑥ バッテリーの寿命性（一定以上の充電サイクル数）※
⑦ バッテリーの寿命性（長寿命化機能の搭載）※
⑧ 修理システムの確立
⑨ 特定化学物質の基準遵守性
⑩ 再生プラスチックやバイオプラスチックの配合率にかかる情報開示性
⑪ エコマーク※3適合性※

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成
（※1） CO_2排出量を削減した鉄鋼　（※2） グリーン購入法が扱う品目に共通適用する基準
（※3） ライフサイクル全体で環境負荷が少ないと認定された商品の目印であり、ISO（国際標準化機構）の規格に則った、日本唯一の第三者認証による環境ラベル

3-5. 新たな施策｜（参考）政策パッケージ

■ 政策パッケージは多様なアプローチを内包しており、地域および国内外一体の循環、ルール形成などの必要性が示された。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ

項目	内容
1 地域の資源循環を生かした豊かなくらしと地域の実現	
① 地域の再生可能資源の徹底活用	• 国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有や地域への実装支援 • レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進 • 食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済おむつリサイクルの推進 • 新しい地方経済・生活環境創生交付金等による地方公共団体の取組支援等 • 廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した地域脱炭素の推進 • 資源循環に資する「地域生活圏」の形成
② 農山漁村のバイオマス資源の徹底活用	• 地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援 • 中高層をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援
③ 資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備	• 下水汚泥資源の有効利用の推進 • 建設リサイクルの高度化 • 長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進
④ 循環経済型ビジネスの拡大	• 付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等の支援 • 大阪万博での「日本版CE」の発信
2 国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築	
① 資源循環を促進する制度的対応	• 再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築 • 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築
② 製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の連携強化による再生材供給拡大	• 再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化 • 資源循環分野における外国人材確保 • 自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムの形成 • 事業者間で素材情報等を共有する情報流通プラットフォームの構築支援
③ 高度な再資源化技術・設備に対する投資促進	• 高度な分離・回収技術やAI導入による高効率な再資源 • 設備等の技術開発・設備導入支援 • 環境配慮の製品設計等を可能とする技術開発への支援 • バイオものづくりの社会実装に向けた支援 • 持続可能な航空燃料(SAF)供給体制の構築促進 • 廃棄物処理施設を核にCO_2等を資源として活用する新たな循環産業の創出
④ 我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築	• 資源循環ネットワーク・拠点構築に向けたFS事業(全国12カ所)実施や港湾の選定・整備 • 不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制等 • ASEAN 諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築 • アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた廃棄物インフラ輸出機会の創出
3 資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成	
	• 資源循環分野での企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）等の国際ルール形成を主導 • 政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成

3-6. 国際ルール形成への関与

- 脱炭素や生物多様性と比べて、循環経済を支える国際ルールは未整備であることに加え、先行する欧州規制の評価軸に左右される懸念もあり、循環経済に関する取り組みを適正評価するための指標や情報開示の枠組みが求められている。
- 現在、循環性の目標設定・算定・報告に関する自主的な枠組みを企業へ提示するグローバル循環プロトコル（GCP）の開発が進められている。また、日本においても内閣府事業の一環として、検討会を通じて重要論点が取りまとめられており、国際ルール形成へ主体的に関与している。

グローバル循環プロトコル（GCP）開発への関与

国際ルール

循環経済

- 国際的に確立されたルールが存在しない
- 他方、先行する欧州規制の評価軸に左右される懸念あり

⟷

脱炭素・生物多様性

- 両分野では既に情報開示に関する国際ルールあり
  （例） 情報開示の枠組み：TCFD、TNFD※1
  脱炭素関連基準 ：GHGプロトコル※2

グローバル循環プロトコル（GCP）

背景	• 循環経済の取り組みに関して、適正に評価されるような指標および情報開示の枠組みが必要
概要	• 循環性の目標設定・算定・報告に関する自主的な枠組みを企業へ提示 （脱炭素分野で普及が進むGHGプロトコル※2の循環版に相当）
時間軸	• 2025年のCOP30※3頃までに初版公表予定
備考	• 主体はWBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議） • グローバルで75以上の組織・企業、日本からは環境省（協力覚書を締結済み）や企業8社※4が参画

国際ルール形成へ主体的に関与

内閣府事業｜検討会にて重要な論点を取りまとめ

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成 （※1） TCFDは気候変動、TNFDは自然環境に関して、影響を評価して情報開示する国際ルール
（※2） 温室効果ガス（GHG）の排出量を算定・報告するための国際的な基準 （※3）2025年11月、ブラジルで開催される国連気候変動枠組み条約の第30回締約国会議
（※4） （2025年2月時点）参画企業：トヨタ、ホンダ、パナソニック、ブリヂストン、ダイキン、富士通、花王、野村総研

3-7. 参考｜国内における関心度

- 日本政策投資銀行の調査※1では、持続可能性に関するテーマのうち気候変動以外に限定した場合、循環経済に対する大企業の関心は相対的に高いという結果が出ている。
- 他方、環境省のアンケート※2では、循環経済が一般的にあまり認知されていないという現実も示されており、今後もさらなる周知が求められる。

関心度（大企業）※1

「持続可能性に関する気候変動以外のテーマとして関心があるもの」

（有効回答社数比、%）

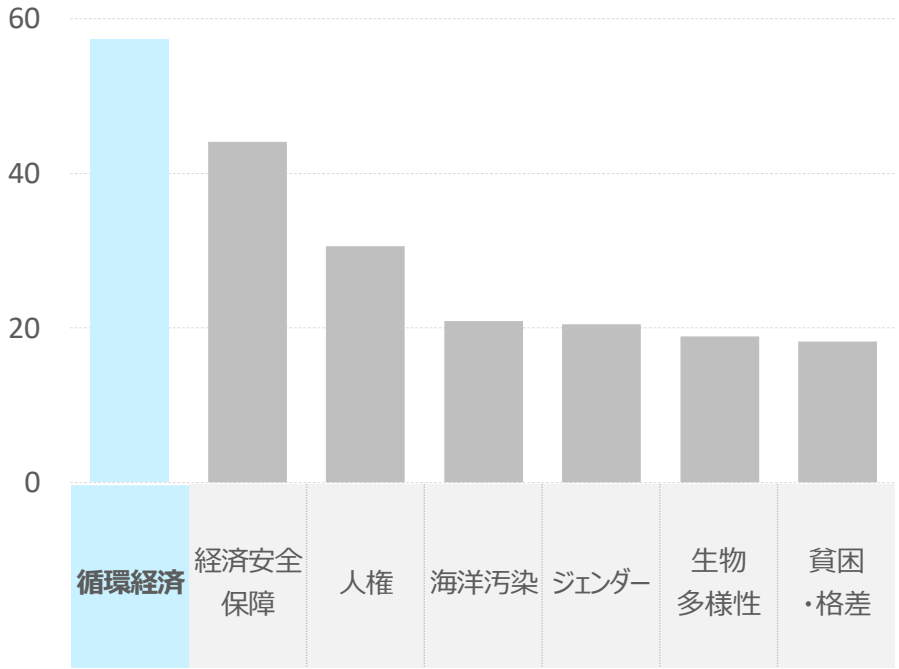

認知度（一般）※2

「サーキュラーエコノミー（循環経済）という言葉の意味」

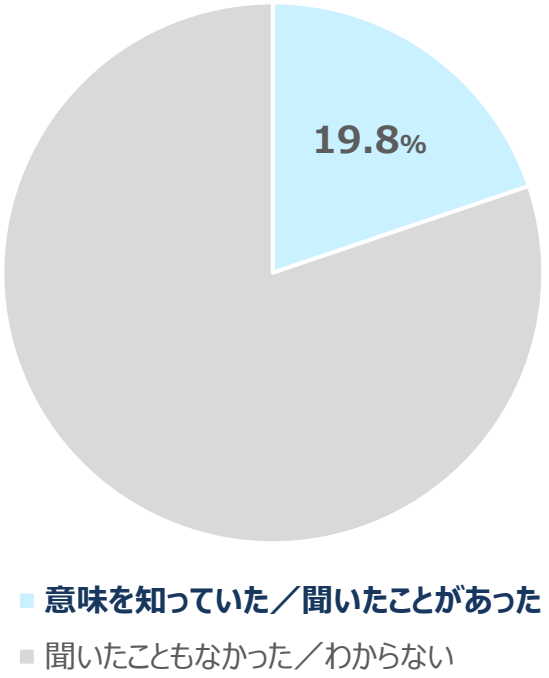

（出典）日本政策投資銀行「全国設備投資計画調査（2023年6月）」、令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書「2023年度循環型社会アンケート」を基にDBJ作成
（※1） 母集団：原則資本金10億円以上の大企業（全体で1問でも有効回答があった企業数1,075社）／備考：最大3つまでの複数回答方式
（※2） 母集団：全国20歳以上の男女（有効回答者数1,098名）

4-1. 循環経済への移行に向けた論点

■ 循環経済への移行に必要な論点を下記に提示する。一部は先述している通り、政府の施策を起点に進められているが、企業、自治体、消費者なども各論点を念頭に置いて、新たな取り組みを創出していく意識改革・行動変容が求められる。その糸口となるような関西の先進事例について、次ページより紹介していく。

循環経済への移行に向けた論点

	論点	内容	対応例	関連施策・先進事例
1	公正なルール	先行して取り組む企業の競争力が高まる体制を整える	• 国際ルールの整備 • 国主導によるルールの整備	• グローバル循環プロトコル
2	強靭なサプライチェーン	製品が回収・再生などにより円滑に循環する体制を整える	• 静脈産業の強化 • 再生材の需給促進 • トレーサビリティの体制強化 • 使用済み資源の効率的回収	• 資源循環高度化法 • 自動車業界(産官学コンソーシアム、DPP)※1 • 神戸市 など　• 大阪市など
3	持続可能なビジネスモデル・価値訴求力	高コスト下においても利益を継続して確保できる体制を整える	• 非収益活動のビジネス化 • ビジネスモデルの再構築	• 関西経済同友会、サラヤ など • ダイキン工業 • パナソニックホールディングス
4	将来的な予見性	中長期的な目線で設備や技術などに投資できる体制を整える	• 初期需要や資金面での支援 • 海外展開などの事業拡大	• グリーン購入法 • アミタ • カナデビア
5	各主体の理解・機運	前提として、行政・企業・消費者が主体的に関与する体制を整える	• 各主体による参画・情報発信	• サーキュラーパートナーズ(CPs) • 2025年大阪・関西万博

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成

（※1） 先述の「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」や、EVバッテリーデータにおけるデジタル製品パスポートの取り組み

4-2. 先進事例（関西）｜強靭なサプライチェーン

- 製品が円滑に循環するような強靭なサプライチェーンを整えるためには、再生材の需給促進などに加え、橋渡しの役割として使用済み資源を効率的に回収する仕組みづくりが重要となる。
- 先進事例のように自治体や動静脈企業、消費者などが連携した取り組みを検討する必要がある。

神戸プラスチックネクスト（神戸市、賛同企業）

概要	• 使用済みつめかえパックの水平リサイクルなどの再生を目指し、神戸市内の小売店舗で分別回収したものを再び循環させる
参画 (2024/9現在)	• 自治体　：神戸市（主体） • 小売　：ウエルシア薬局、コープこうべ、光洋、ダイエー • 製造　：アース製薬、花王、牛乳石鹸共進社、クラシエ、コーセー、小林製薬、サラヤ、サンスター、シャボン玉石けん、ミルボン、ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング、ライオン • 再資源化　：大栄環境 • 運営・協力：ごみじゃぱん（事務局）、アミタ、CLOMA
備考	• 2021年開始／2025年、年間５トン回収の仕組みづくりや、神戸市外にも展開できるようなモデル事例づくりを目指す

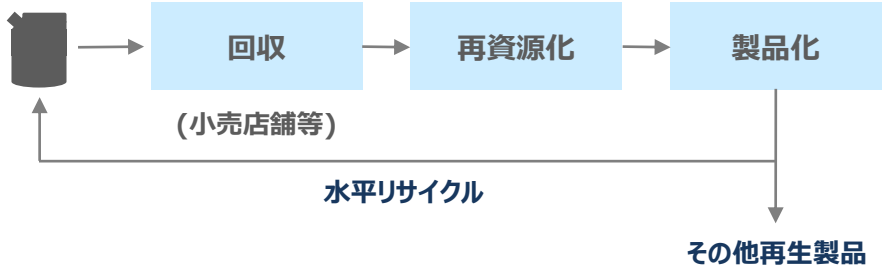

oHOHo CYCLE PROJECT （大阪府、賛同自治体・企業）

概要	• 不要となった衣類の循環利用を目指し、大阪市内外で回収したものを選別し、再販売や再資源化をおこなう
参画 (2025/2現在)	• 自治体　：大阪府（主体）、吹田市、藤井寺市 • 小売・不動産：青山商事、エイチ・ツー・オー商業開発、JR西日本SC開発、阪急阪神百貨店、阪急阪神不動産 • 選別・再販　：ファイバーシーディーエム • 再資源化　：帝人フロンティア • 運営・協力　：エイチ・ツー・オー リテイリング（事務局）、Earth hacks、MILKBOTTLE SHAKERS
備考	• 2024年実証／2025年4月、業界の垣根を越えた大阪発「サステナブルファッション・プラットフォーム」の構築を目指す

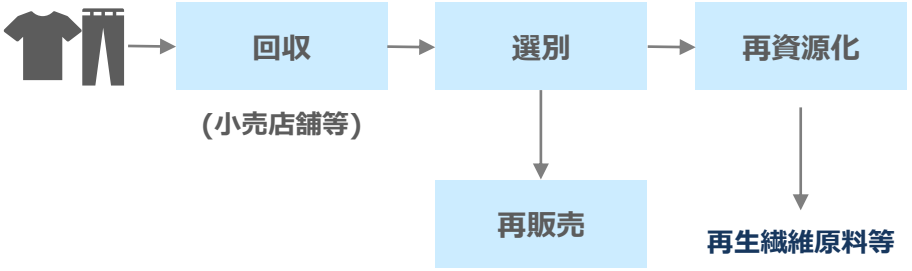

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成

4-3. 先進事例（関西）｜持続可能なビジネスモデル・価値訴求力①

- 非営利活動の環境対策を持続可能な活動とするためには、企業も関与してビジネスへ昇華させることが有効である。
- 先進事例として、関西経済同友会※1は地域の枠をこえ、長崎県対馬市の海ごみ問題などをビジネスの観点から解決すべく、市・サラヤなど※2とともに対馬モデル（循環経済モデル）に関する連携協定を締結し、継続的に取り組みを進めている。

対馬モデル（関西経済同友会、サラヤ など）

現状：日本の防波堤として海ごみ累積

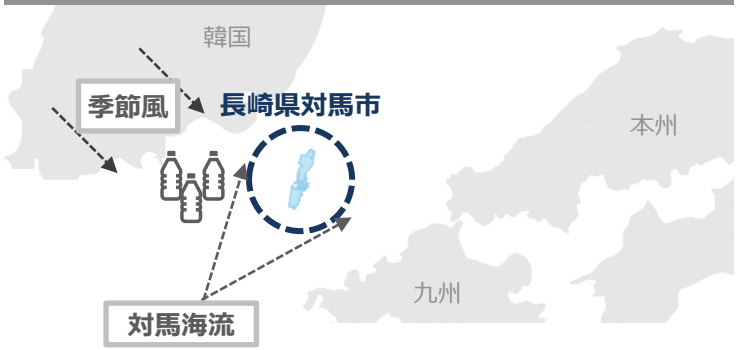

解決策：対馬モデル（循環経済モデル）

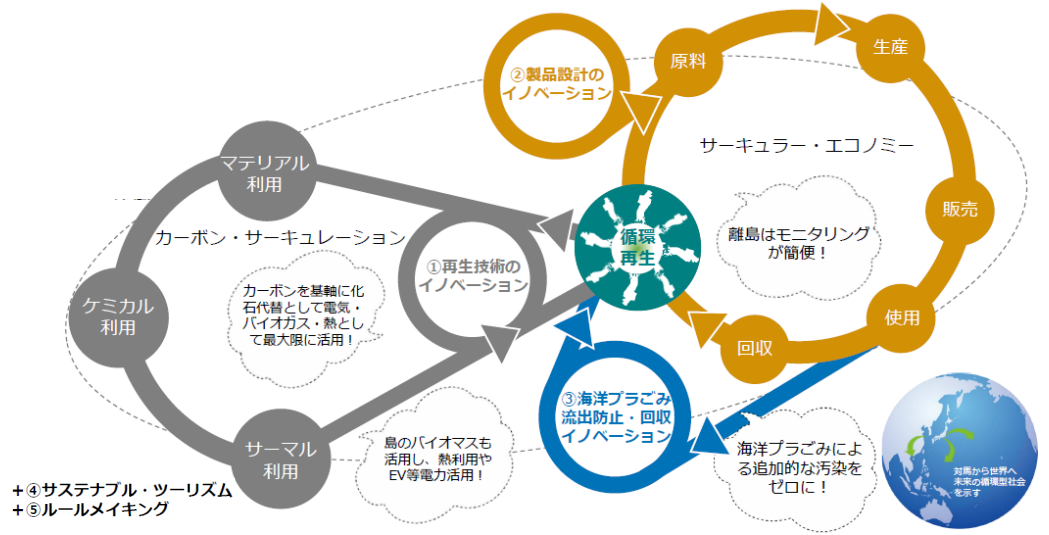

狙い
3つのイノベーションを対馬モデルの柱として推進し、社会課題の解決と経済の持続的な成長を両立させる

成果の期待
- カーボンニュートラル
- ゼロ・ウェイスト
- グリーンリカバリー
- サステイナブル・ツーリズム
- ESD/サステナブル教育

視点
新たな技術開発にとらわれず、既存技術のシステム化により、課題解決の効率化を図る

他
KPI※3：炭素またはCO_2

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成、画像（左）は執筆者撮影、画像（右）は対馬市HPより引用
（※1） 企業経営者が個人の資格で参画し、様々なテーマについて調査研究・討議、社会へ提言をおこなう経済団体／長崎県対馬市を過去4回視察
（※2） 連携協定は、長崎県対馬市、サラヤ株式会社（大阪府本社、洗浄・消毒剤等を製造）、関連会社の株式会社関西再資源ネットワーク、関連団体の特定非営利活動法人ゼリ・ジャパンが参画
（※3） 目標達成に向けた進捗状況の定量評価指標を示す「Key Performance Indicator」の略称

4-4. 先進事例（関西）｜持続可能なビジネスモデル・価値訴求力②

- 従来、製造業は大量生産による規模の経済※1を前提としてきたのに対し、今後は長期利用を促すことが重要視される中、高コスト化においても利益を継続して確保できるようビジネスモデルを再構築することも求められる。
- 単純なサブスク型や中古品を扱うビジネスモデルも長期利用へ貢献しうるが、先進事例のように新たな付加価値をつけた形で顧客へ提供し、製造業もサービスの対価を享受できるような仕組みを検討する必要がある。

Air as a Service（ダイキン工業 など※2）

概要		• 快適な空調空間を初期および追加費用無しの月額料金で実現するサブスク型モデルで、遠隔監視による故障予知や運用改善提案などのサービスとともに提供する
効果(例)	共通	• 長寿命化に伴う資源投入・CO2排出の抑制
	顧客	• 固定月額払いに伴う初期費用および保守費の軽減 • 故障予知・部品の早期交換に伴う修繕費用の軽減 • 運転改善提案によるエネルギー効率の最適化
	当社	• データ活用に伴う製品開発・サービス設計の高度化 • 継続利用に伴う長期的関係の構築

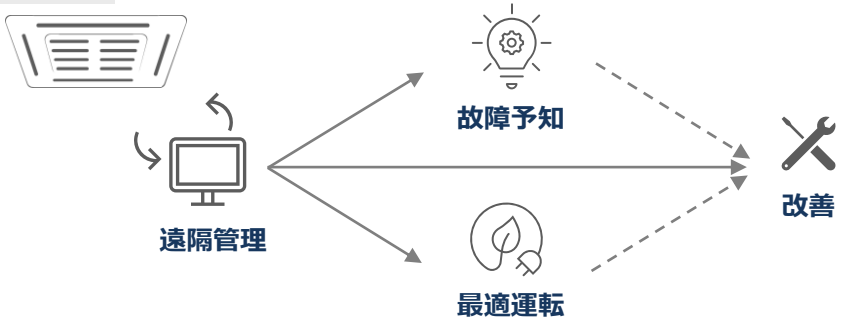

Panasonic Factory Refresh（パナソニックホールディングス）

概要		• 店頭展示品、初期不良品、サブスクの返却品などを再生したリファービッシュ品に対して、品質保証を付けて提供する
効果(例)	共通	• 長寿命化に伴う資源投入・CO2排出の抑制
	顧客	• 割引価格での購入に伴う初期費用の軽減 • メーカーの品質保証付きに伴う安心感の醸成 • 省エネ型製品の選択に伴うエネルギー効率の改善
	当社	• データ活用に伴う製品開発・サービス設計の高度化 • 異なる価格帯での販売に伴う新たな顧客の獲得

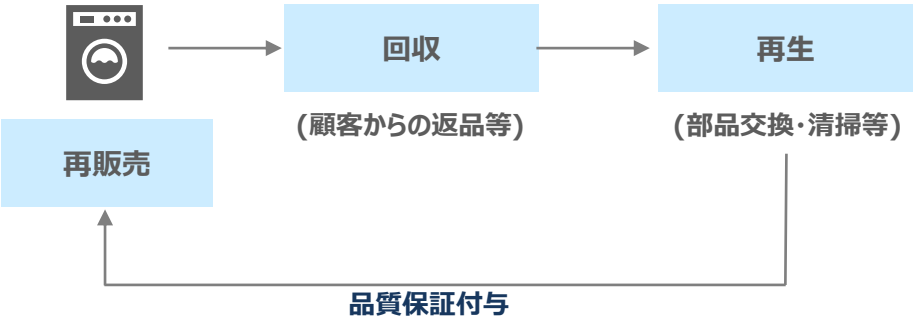

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成
（※1） 事業規模の拡大によって得られる、単位当たりのコスト低減効果
（※2） 三井物産株式会社、ダイキンエアテクノ株式会社（ダイキン工業株式会社の100%子会社）、エアアズアサービス株式会社（左記2社の合弁会社）

4-5. 先進事例（関西）｜将来的な予見性

- 企業が設備や技術への投資判断をおこなうためには将来的な予見性の確保が重要であり、初期需要の確保などに加え、中長期的な目線から事業拡大余地も求められる。
- 先進事例のように、日本企業の技術力を武器に国内および海外へ事業を拡大し、世界の社会課題解決に貢献しながら、規模の経済を利用した収益拡大も検討する必要がある。

技術・事業領域（アミタ※1）

技術		• 量、質、発生時期が不安定な廃棄物を都度細かく分析し、納品先に合わせたブレンドにて、CO_2排出や排水を抑えつつ100%再生させる技術を有する
事業領域		• 国内および海外（アジアなど）
例	マレーシア	• 廃棄物を適正処理できる事業者が限られる中、合弁会社にてリサイクル工場を運営し、多種の廃棄物をセメントの代替原料・燃料等に再生

技術・事業領域（カナデビア※2）

技術		• 廃棄物を衛生的に焼却処理し、発生した排ガスのエネルギーを有効利用して発電する「ごみ焼却発電施設」を設計・建設する技術を有し、納入実績は世界トップシェアを誇る
事業領域		• 国内および海外（ヨーロッパ、アジア、北アメリカなど各地）
例	ドバイ	• 中東ではごみ焼却発電の導入が限られている中、合弁会社にて国内で発生する廃棄物の約半数を処理できる世界最大規模の案件を受注

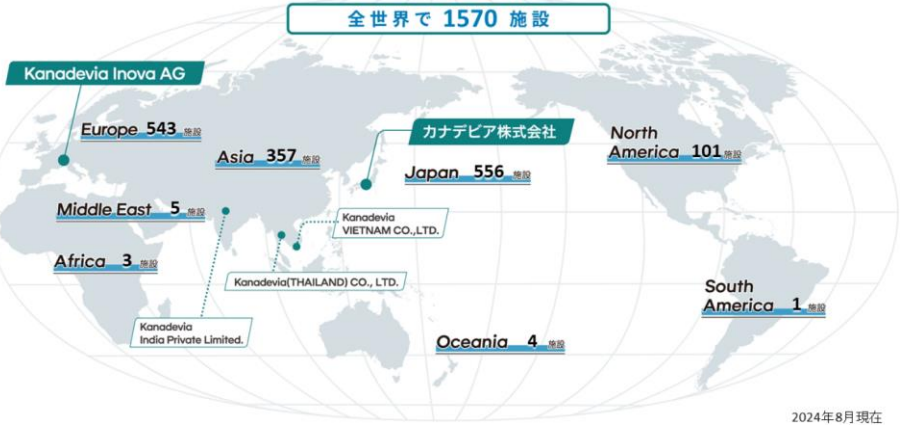

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成、画像（右）はカナデビア株式会社HPより引用
（※1） アミタホールディングス株式会社（京都府本社、循環資源製造や廃棄物管理システム提供等）が中核／海外事業は主に「AMITA CIRCULAR DESIGN SDN. BHD.」が管轄
（※2） カナデビア株式会社（大阪府本社、環境事業関連の機械・プラント製造等）が中核／ごみ発電設備の海外事業は主に「Kanadevia Inova AG」が管轄

4-6. 先進事例（関西）｜各主体の理解・機運

- 循環経済の移行には、行政・企業・消費者の主体的な関与が大前提であり、個々の理解・機運を醸成する必要がある。
- 2025年大阪・関西万博では、建物も含めて循環性を体現するパビリオンが複数出展される。建物は閉幕後の再活用を前提に素材・解体性などで工夫され、展示は循環のあり方を来館者が楽しく身近に感じられるよう工夫が凝らされている。国内外の来館者が情報発信の起点となり、全国へ伝播する契機となることが期待される。

BLUE OCEAN DOME※1	オランダパビリオン	ドイツパビリオン
		© MIR LAVA facts&fiction / German Expo Pavilion
建物 • 3つのドームそれぞれに環境配慮素材※2を使用したうえで、建築技術を活用して強度を確保し、杭の使用削減によって容易解体性も高めている	**建物** • 廃棄ゼロを目指し、再利用される「循環型建築」であり、建設に用いられるすべての資材はシステムに登録され、万博会期後には再使用・再利用される	**建物** • 7つのサークル状の木造建築から成り、資源最小化や解体・再利用の容易性に配慮されており、適切な空調管理もおこなう
展示等 • テーマ：海の蘇生 • 水の循環を表現する巨大装置に加え、海中の生態系・プラスチックごみの現状を没入体験できる高精細のLEDスクリーンなどを備える • 週ごとにテーマを設定し、海と関わる様々な人物の情報発信や展示がおこなわれる※3	**展示等** • テーマ：コモングラウンド（共創の礎） • 気候変動やエネルギー転換など多様なテーマが取り上げられる。来場者には、展示物に色や光で反応する「エネルギーオーブ」という小型の球体が手渡され、同国の人気キャラクター「ミッフィー」と共に、エネルギー転換の旅を体感的に理解できる	**展示等** • テーマ：循環経済（サーキュラーエコノミー） • パビリオンそのものを「歩き回れる展示作品」と位置づけ、建築・景観・展示を一体化させており、館内では案内役のマスコットキャラクター「サーキュラー」と共に、遊びながら循環型社会の仕組みを学ぶことができる

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成、画像は各パビリオンHPより引用
（※1） 特定非営利活動法人ゼリ・ジャパンによる出展 （※2） 竹、炭素繊維強化プラスチック（CFRP）、紙管を各ドームの構造材に採用
（※3） 例：2025年6月16日から22日までの「対馬ウィーク」では、先述した長崎県対馬市の取り組みを発信

4-7. 先進事例（関西） ｜ （参考）万博全体の取り組み

- 万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に基づき、持続可能な社会の実現に向けてグリーンビジョンが掲げられている。その中でも資源循環・循環経済に焦点が当たっており、会場運営にかかる廃棄物対策について議論が進められている。
- 閉幕後における施設・建材・設備などの大量廃棄を防ぐべく、リユースの需給をマッチングするプラットフォームが立ち上がった。実証運用の中で課題へ随時対処しながら改善を重ね、日本の将来へと引き継ぐレガシーの創出が目指されている。

EXPO 2025 グリーンビジョン（案）

万博のテーマ	いのち輝く未来社会のデザイン (Designing Future Society for Our Lives)

EXPO 2025 グリーンビジョン（案）

構成	1. 脱炭素編 **2. 資源循環・循環経済編** 3. 自然環境編 4. 横断的事項
資源循環・循環経済の取り組み	① **万博閉幕後における施設・建材・設備などの廃棄対策** ② 万博期間中に提供される食品やプラスチック容器の廃棄対策

リユースマッチング（万博サーキュラーマーケット ミャク市！）

使用 → 出品 → 公募・マッチング → **リユース**

分類	対象（例）	出品時期（予定）
施設等	• パビリオン • ステージ、休憩所、トイレ	• 開始済み ～2025年5月
建材・設備	• 大屋根リング※1の木材 • 照明器具、エアコン、音響設備、監視カメラ、タイルカーペット	• 開始済み ～2025年9月
什器・備品	• ロッカー、キャビネット、プリンター 机、椅子	• 2025年9月 ～2026年3月

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成
（※1） 日本の伝統工法に最新の建築技術を取り入れて組み上げられ、大阪・関西万博会場のシンボルと位置づけられている世界最大の木造建築物

4-8. 先進事例（関西）｜（参考）関西における企業経営者の姿勢

- 年に一度、関西の企業経営者を中心とした数百名が一堂に会して、社会課題解決に向けた企業のあり方などを議論する関西財界セミナーが60年以上にわたって開催されてきた。
- 2025年開催の会合では、循環経済がテーマとして取り上げられ、規模・業界の異なる多くの企業経営者たちが参加した。2日間にわたる白熱した議論が交わされる中で、関西の企業経営者を筆頭に具体的なビジネスを先駆的に進めるべき旨が語られるなど、積極的な姿勢が見られた。

第63回関西財界セミナー（2025年）

第2分科会

日本発･日本型「循環経済（サーキュラーエコノミー）」で新産業創出を目指そう

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成、画像は一般社団法人関西経済同友会より提供

5-1. 関西のポテンシャル

- 循環経済は各地域の取り組みが起点となって全国へ伝播することが求められる。とりわけ関西は三大都市圏の一角として大量生産・大量消費・大量廃棄を脱却する必要性が高く、1970年の大阪万博以降、経済的地位が低下している中で新たな成長力を獲得するという観点からも、関西として先んじて取り組みを進めることが重要である。
- 関西は脱炭素・生物多様性のポテンシャルを有し、強固な産業基盤である豊富な人的・物的資本、サプライチェーン・技術の集積は脱炭素にも貢献しうるものであり、豊かな自然資本である都市と共存する森林・湖などは生物多様性にも通ずる。関西が循環経済を脱炭素・生物多様性と一体で推進できれば、先駆的に新たな成長力を獲得しうる。

関西のポテンシャル

強固な産業基盤

豊富な人的・物的資本

サプライチェーン・技術集積※1

例

水素等関連

電池関連

豊かな自然資本

都市と共存する自然※2

脱炭素 ＋ **循環経済** ＋ **生物多様性**

新たな成長力

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成（※1）水素等関連はDBJ「関西地域の水素社会実現に向けて」、電池関連は近畿経済産業局「令和5年度地域経済産業活性化対策調査事業」を参照
（※2） 関西2府4県の森林率は、京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県が約7割、滋賀県が約5割、大阪府は約3割（林野庁「都道府県別森林率・人工林率（令和4年3月31日現在）」を参照）
／滋賀県では全体の6分の1を占める琵琶湖も有し、多くの動植物・固有種が生息／大阪府は河川や湿地も有し「生物多様性ホットスポット」として55か所指定（大阪府HPを参照）

5-2. 今後の展望

- 循環経済への移行は環境・経済・社会に貢献しうるが、従来の枠組みからの脱却には意識改革・行動変容が必要であり、循環性を考慮しない新商品開発・既存事業継続、消費活動なども、将来的なリスクとして意識・行動を改めるべきである。
- 企業はその先導役を担うことができ、経済合理性の確保が容易でない中でも関西の先進事例を拡大・横展開させながら、ビジネスモデル転換や業界・動静脈を超えた連携、自治体・消費者を含めた各主体との連携による新たな取り組み創出に努めることが重要である。他方、政府には省庁横断にて、日本の強みを発揮できるルールの整備などの支援が求められる。
- 各地域が取り組みの起点となる必要がある中、関西は産業基盤・自然資本を強みに、脱炭素・循環経済・生物多様性を統合的に実現するモデルケースとなりうる。大阪・関西万博も起爆剤とし、循環経済の先進地域として関西が新たな成長へ向かうことを期待したい。

今後の展望

循環経済への移行　　意義　**環境・経済・社会**への貢献

意識改革・行動変容（各主体に求められるもの）

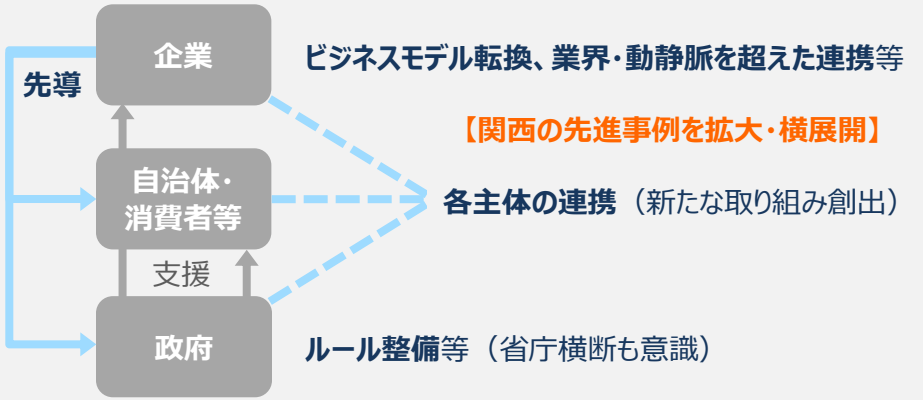

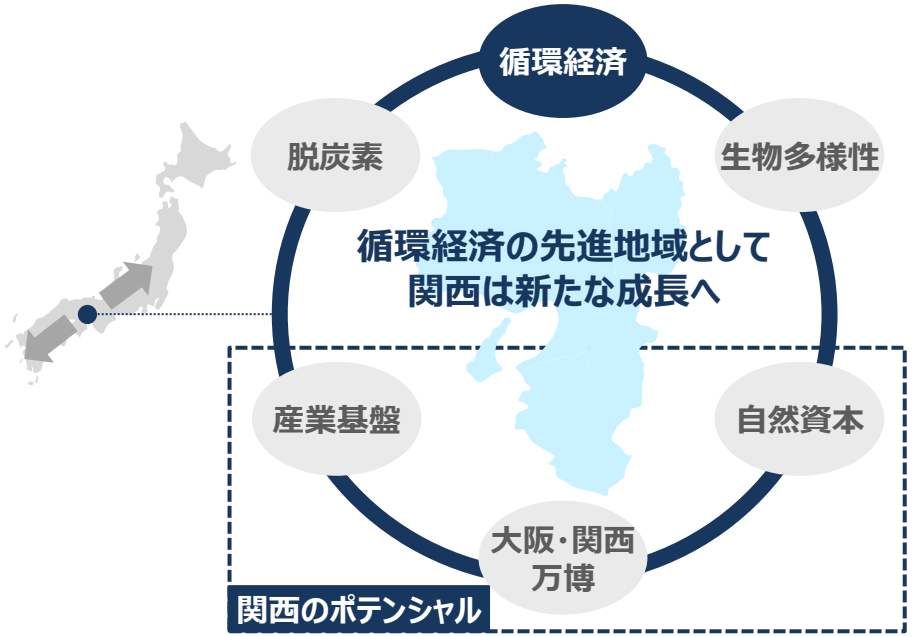

（出典）各種公表資料を基にDBJ作成

ディスクレーマー・問い合わせ先

本レポートに関するお問い合わせは以下の宛先までご連絡ください。

株式会社日本政策投資銀行

関西支店　企画調査課　　濱本　敬弘　　E-mail: ksinfo@dbj.jp

- **関西支店の調査研究レポート**
  地域、産業、経済に関する
  様々なテーマのレポート

- **関西ハンドブック**
  関西地域の特色を表す経済、
  産業、社会資本の基礎データを
  包括的に収録したデータブック

【留意事項】

- 企業名等は、一部を除き法人格を省略して記載している。
- 企業ホームページ等から引用した画像等は、個別に著作権者より掲載に係る許諾を得ている。引用元の記載が無い画像等は、フリー素材を使用し作成している。

著作権（C）Development Bank of Japan Inc. 2025
当資料は、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）により作成されたものです。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引などを勧誘するものではありません。本資料は当行が信頼に足ると判断した情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しましては、ご自身のご判断でなされますようお願いいたします。

本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡ください。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず『出所：日本政策投資銀行』と明記してください。